



**STANDARD
TOKYO**

2023年7月4日

各 位

会社名 株式会社プロルート丸光
代表者名 代表取締役社長 森本 裕文
(東証スタンダード市場・コード番号：8256)
問合せ先 管理本部長 佃 真人
(TEL 06-6262-0303)

第72回定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付「第72回定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第72回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）の延期を決定しておりますが、本日開催の取締役会において、本定時株主総会招集のための基準日について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会に係る基準日等

当社は、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年7月31日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2023年7月31日（月）
- (2) 公告日：2023年7月14日（金）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.proroute.co.jp/>

2. 本定時株主総会の開催日程等について

本定時株主総会の開催予定日、開催場所及び付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 本定時株主総会の招集のための基準日変更の理由

当社は、2023年5月26日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」及び「第72回定時株主総会の延期に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、2020年4月から受給していた雇用調整助成金について返還を行うこととなったことについて、事実関係の更なる調査及び原因の究明並びに再発防止策を提言いただくため、第三者調査委員会により再度調査が進められております。このため、本定時株主総会の招集に着手できず、延期を決定しておりました。

本定時株主総会の開催日の調整を続けておりますが、本日において、当初基準日（2023年3月20日）はすでにその有効期間を経過しておりますので、調査終了後速やかに本定時株主総会を開催でき

るよう、本定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくこととしました。なお、新たな基準日の有効期間は2023年10月31日までとなります。

以 上